協　定　書

　函館市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは，「函館市土地の埋立て等に関する指導要綱」第６条第３項の規定により，乙が函館市○○町○○番○○において行う埋立て等に関して，事業区域周辺の災害防止および環境の保全（以下「防災等」という。）について，次のとおり協定を締結するものとする。

（甲の責務）

第１条　甲は，乙に対し，防災等に係る関係法令の規定およびこの協定　に記載する事項を遵守させるため，指導および助言を行うものとする。

（乙の責務）

第２条　乙は，防災等に関して，関係法令の規定およびこの協定に記載　する事項を遵守し，甲の防災等に係る指導および助言に従うものとす　る。

（防災等の措置）

第３条　乙は，埋立て中に生じる法面の勾配に留意するとともに，必要　に応じて小段を設けるなどの措置を講じること。

２　乙は，埋立て等により地下もしくは地上の工作物等に損害を与え，　またはその機能を阻害することがないよう必要な措置を講じること。

３　乙は，法面上部の雨水その他の地表水を法面内に流入および事業区　域外に流出させないよう必要な措置を講じること。

４　乙は，沈砂池および排水施設の機能を損なうことのないよう土砂等　の除去を行うなど必要な措置を講じること。

５　甲は，防災等に関して，関係法令等に定めのあるもののほか，必要　があると認めるときは，乙に対し期間を定めて改善措置をとるよう指　示するものとする。

６　乙は，前項の指示があったときは，速やかに，改善措置の方法およ　び改善に要する期間等について甲に文書で報告するとともに，改善措　置を講じるものとする。

（雨水の措置）

第４条　乙は，雨水の放流部からの放流により洗掘等で土砂が水路へ流　出する場合は，土砂流出防止のための処置を講じること。

２　乙は，放流した雨水が第三者の土地に流出しないよう適切な管理を　すること。

（周辺道路への措置）

第５条　乙は，周辺道路で土砂等の運搬車両等により汚損または破損さ　せないよう常時留意するとともに，必要に応じ清掃または補修等の措　置を講じること。

（災害または事故時の措置）

第６条　乙は，乙の責めに帰すべき理由により，乙の行う埋立て等によ　る災害または事故が発生した場合は，応急措置等を施し，その原因，　被害内容，対応経過等について遅滞なく甲に報告するとともに，必要　に応じて関係機関へ連絡するものとする。

２　前項の場合において，乙は，速やかに復旧措置の方法および復旧に　要する期間等について甲に文書で報告するものとする。

３　甲は，前項の復旧措置に際して，関係法令等に定めのあるもののほ　か必要があると認める場合は，乙に対し必要な措置を講じるよう指示　するものとする。

（損害賠償）

第７条　乙は，乙の責めに帰すべき理由により，埋立て等による災害ま　たは事故が発生した場合において，地域住民等に損害が生じたときは，　乙の責任においてその損害を賠償するものする。

（地位の承継）

第８条　乙が次の各号のいずれかに該当することとなったときは，当該　各号に定める者は乙の協定締結者としての地位を承継する。

　（１）　死亡した場合　その相続人

　（２）　法人が合併により解散した場合　合併により存続し，または設　　　立された法人

　（３）　法人が分割した場合　当該埋立て等の事業を承継した法人

　（４）　営業を譲渡した場合　その譲渡人

２　前項の承継があったときは，当該地位を承継した者は，速やかに甲　にその旨を届け出るものとする。

（協定の不履行）

第９条　甲は，乙がこの協定に定める義務を履行しないときは，乙に対　して必要な措置を講じさせるものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項について疑義が生じた場合は，必要に応じ，甲乙協議して定めるものとする。

　この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自その１通を保有するものとする。

　　　令和　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　　函館市東雲町４番１３号

　　　　　　　　　　　　　　　　函館市長　大　泉　　　潤

　　　　　　　　　　　　　乙　　○○市○○町○○番○号

　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○○○